

松江市中高層建築物の建築に係る手続に関する条例の概要

●制定要旨

- ・ 良好な近隣関係の保持、地域における健全な居住環境の保全及び形成並びに当該建築に係る紛争の予防を図るため、中高層建築物の建築に係る手続を定める条例を制定するもの。
- ・ 建築主等の責務を明確化し、市が行う必要な指導等を定めるもの。

●制定内容

※対象となる中高層建築物とは

- ・ 高さ 10m超の建築物
- ・ 地上 4 階以上の建築物
- ・ 高さ 15m超の工作物

※建築主等とは

- ・ 建築主（代理者を含む）
- ・ 築造主
- ・ 設計者
- ・ 工事監理者
- ・ 工事施工者

※建築主等の責務を明確化

建築主等は、中高層建築物の建築に係る計画の策定及び当該建築のための工事の実施に当たり、近隣住民の居住環境に与える影響に十分配慮し、安全で快適な居住環境の保全及び形成に努め、紛争が生じた場合には、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るように努めなければならない。

